

科学技術・学術審議会 情報委員会
AI for Science を支える研究データの管理・利活用と流通の在り方
ワーキンググループ公開の手続について（案）

令 和 7 年 1 2 月 日
科学技術・学術審議会情報委員会
AI for Science を支える研究データの管理・
利活用と流通の在り方ワーキンググループ

科学技術・学術審議会情報委員会運営規則第 2 条第 10 項及び科学技術・学術審議会情報委員会 AI for Science を支える研究データの管理・利活用と流通の在り方ワーキンググループ運営規則第 4 条に基づき、科学技術・学術審議会情報委員会 AI for Science を支える研究データの管理・利活用と流通の在り方ワーキンググループ（以下「WG」という。）の公開の手続について、以下のように定める。

1. 会議の日時・場所・議事を開催の原則 1 週間前の日（1 週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページ <https://www.mext.go.jp/> の報道発表の一覧）に掲載とともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。

2. 傍聴については、以下のとおりとする。

（1）一般傍聬者

①一般傍聬者については開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17 時までに検討会の事務局（文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付、以下「事務局」という。）に登録する。

②受付は基本的には申込み順とし、多数の傍聬者が予想される場合には抽選も考慮する。

（2）報道関係傍聬者

報道関係傍聬者については、1 社につき原則 1 名とし、開催前日 17 時までに事務局に登録する。

（3）WG 関係者、各府省関係者

WG 関係者、各府省関係者については、開催前日 17 時までに事務局に登録する。

3. 会議の撮影、録画、録音について

- (1) 傍聴者は、WGの主査が禁止することが適當であると認める場合を除き、会議を撮影、録画、録音することができる。
- (2) 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。
なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のこととに従うものとする。
 - ①会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、WGの主査又は事務局の指示に従うものとする。
 - ②スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
 - ③撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
- (3) WGの記録は、委員等が確認済みの議事録をもって公式の記録とする。

4. その他

- (1) 傍聴者が会議の進行を妨げているとWGの主査が判断した場合には、退席を求めることができることとする。また、会議の開始後に入場する事を制限する場合がある。
- (2) 傍聴者数については、会場の都合により人数を制限する場合がある。
- (3) その他、詳細はWGの主査の指示に従うこととする。